

大学評価・学位授与機構が行う高等専門学校認証評価と学習成果

大学評価・学位授与機構 野澤 庸則

高等専門学校は、学校教育法において、深く専門の学芸を教授し職業に必要な能力を育成することを目的とし、中学校卒業生を受け入れる、就業年限5年の準学士課程教育を行う高等教育機関とされている。大学について規定する学校教育法第109条の認証評価は、同第123条により高等専門学校に準用されており、高等専門学校についての認証評価も、その基準、実施方法等は大学とほぼ同様のものが適用されている。大学評価・学位授与機構は、平成17年度に高等専門学校の認証評価機関として認証され、直ちに評価を開始し、平成22年度までに対象となる全ての高等専門学校（60校）の評価を終え平成23年度からは第2サイクルの評価基準に基づく認証評価を実施している。その中で、以下に述べる状況から、高等専門学校認証評価にはいくつか特徴的なところが見られる。

高等専門学校は昭和36年の設立時の経緯から、中堅技術者の養成を目的とする教育機関とされてきた。平成3年以降、卒業生をさらに2年間教育する専攻科が設置できるようになり、現在では、中央教育審議会答申において、中堅技術者の養成から、幅広い場で活躍する多様な実践的・創造的な技術者の養成を行うべき機関とされている。

高等専門学校が技術者を育成することを目的とする教育機関であること、また、規模として、準学士課程の1年生から5年生までと、専攻科課程の1年生、2年生を加えても1000人程度の規模であることから、機関別の認証評価の枠組のなかで、技術者教育に焦点を絞った学習成果を評価することが可能となっている。

技術者教育に対しては、その修了生が身に付けるべき知識・能力が、いわゆる **Graduate Attributes**（配付資料）として国際エンジニアリング連合により規定されている。同連合を構成するワシントン協定に加盟する日本技術者教育認定機構（**JABEE**）はワシントン協定に対応した **Graduate Attributes** に適合した日本技術者教育認定基準（配布資料）を定めている。**JABEE** は高等専門学校準学士課程の4、5年次及び専攻科課程1、2年次の4年間の教育から構成される教育プログラムについてエンジニアリング系学士課程としての認定審査を実施しており、高等専門学校の大部分はその認定を受けている。

法令に基づく機構の認証評価は、5年制の準学士課程と、2年制の専攻科課程について認証評価基準に基づき評価するものである。機構の認証評価においては、準学士課程卒業生及び専攻科課程修了生それぞれについて、卒業時、修了時に、学生が身に付けるべき学力、資質・能力（達成目標＝学習成果）を学校の目的として各対象高等専門学校が検証可能性を含め明確に定めているか（基準1）、それを実現すべく教育実施体制（基準2）、教員配置（基準3）、教育の内容・方法等（基準5）が整備され、機能しているか、そして、その達成状況はどうか（基準6）、また、自己評価に基づき改善がなされる体制となっており、機能しているか（基準9）を中心として評価が行われている。